大気や水などの環境保全部会(第1回)

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

1．条例上の制度①

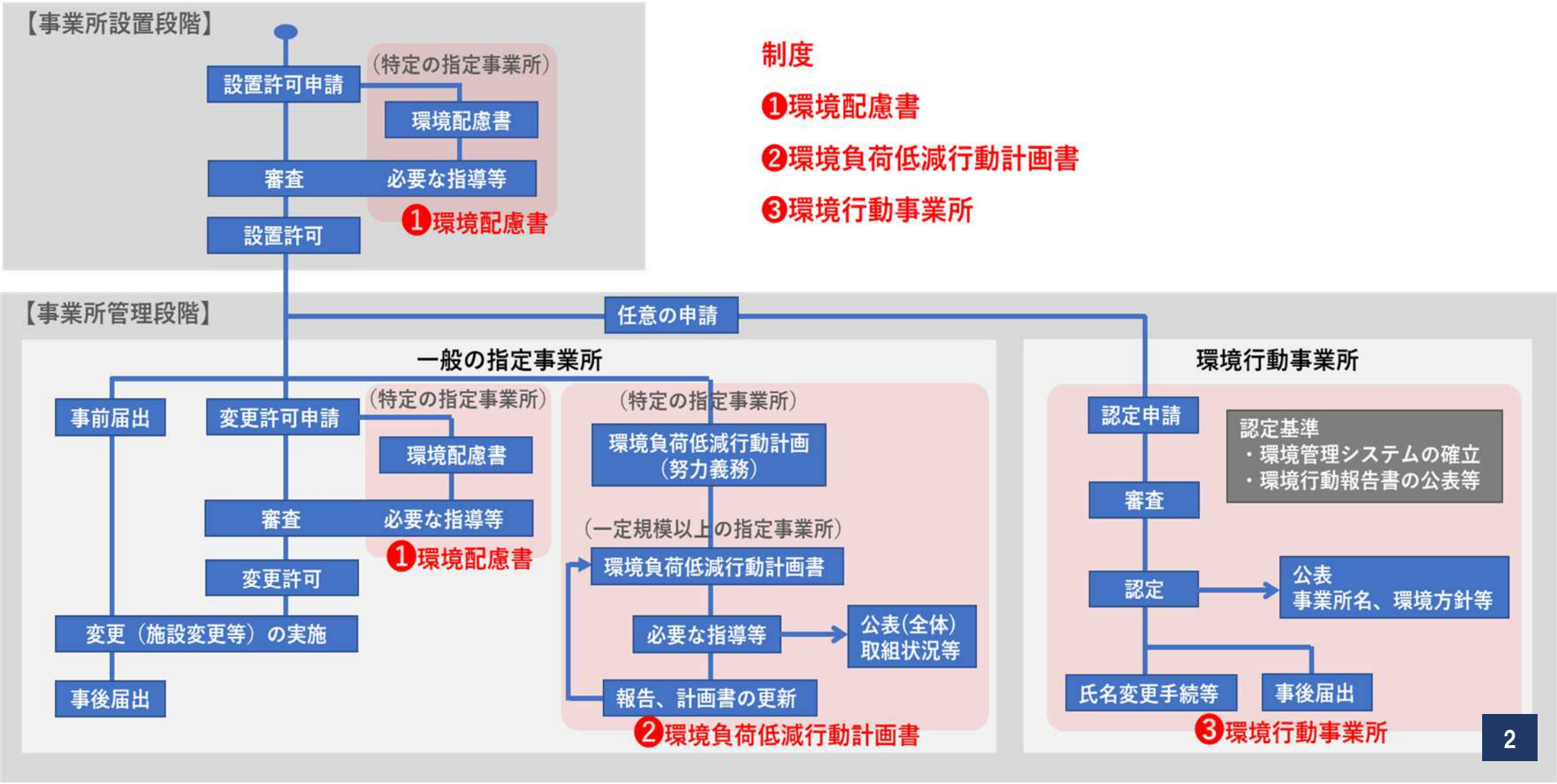
【事業所設置段階】
（特定の指定事業所）
設置許可申請
環境配慮書
審査
必要な指導等
❶環境配慮書
設置許可
制度
❶環境配慮書
❷環境負荷低減行動計画書
❸環境行動事業所
【事業所管理段階】
任意の申請
一般の指定事業所
事前届出
変更許可申請
（特定の指定事業所）
環境配慮書
審査
必要な指導等
❶環境配慮書
変更許可
変更（施設変更等）の実施
事後届出
（特定の指定事業所）
環境負荷低減行動計画
（努力義務）
（一定規模以上の指定事業所）
環境負荷低減行動計画書
必要な指導等
公表(全体)
取組状況等
報告、計画書の更新
❷環境負荷低減行動計画書
環境行動事業所
認定申請
認定基準
・環境管理システムの確立
・環境行動報告書の公表等
審査
認定
公表
事業所名、環境方針等
氏名変更手続等
事後届出
❸環境行動事業所

１．条例上の制度②

取組名	取組内容	条例上の位置づけ	対象事業所
環境配慮書	環境への負荷が大きいと想定される事業所が、設置又は変更許可申請時に環境配慮の取組について提出する。 ※本市のみ実施	第３章第２節 第30条、第31条	◎常時使用する従業員が50人以上 ◎常時使用する従業員が50人未満で、建築物の床面積が3,000㎡以上又は百貨店もしくはマーケットで店舗面積が1,000㎡以上 ◎温暖化物質配慮特定事業所 ◎３０９事業所（令和６年１月現在）
環境負荷低減行動計画	環境配慮書対象事業者が、環境への負荷の低減に向けた中長期な行動計画を作成する。 ※沖縄県が行動指針を策定(提出義務なし)	第７章第４節 第73条～第77条	◎一定規模の事業所は市へ提出義務あり（５年に１回） ・年間使用熱量が84,000,000,000キロジュール以上 ・廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上 ・1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上 ◎５３事業所（令和６年１月現在） ◎うち提出義務事業所　３５事業所（令和６年１月現在）
環境行動事業所	事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している事業所を「環境行動事業所」として認定し、公表する。	第３章第３節 第32条～第39条	◎ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所（最大３年間） ◎変更許可申請や届出の一部免除 ◎「環境負荷低減行動計画」の提出免除 ◎３２事業所（令和６年１月現在）

２．市条例上の制度の課題【環境審議会資料からの抜粋】

項目	主な課題内容
環境配慮書	・市へ提出する書類に記載する項目が多い ・事業者も前回提出した内容と同様の内容で提出 ・項目についても実情とあっているか確認が必要 ・環境配慮項目が他条例の取組と重複（地球温暖化防止や廃棄物の発生抑制など）
環境負荷低減行動計画	・計画書の項目数が多いため事業所の負担が重い ・優良取組事例が横展開される仕組みの検討が必要 ・算出方法・入力作業が複雑 ・環境配慮項目が他条例の取組と重複（地球温暖化防止や廃棄物の発生抑制など） ・定期的に内容を見直す仕組みづくり
環境行動事業所	・認定数が少ない（指定事業所の約１％） ・認定要件の見直しを行い、事業所が意欲的に申請できる基盤整備必要 ・認定事業所のメリットの増加を検討 （表彰制度や広報、制度の知名度向上など）

3．今後の論点について【環境審議会資料からの抜粋】

見直しの方向性 1

中小事業所における自主的な取組の促進を検討

現　状：規模要件あり

事業所数（R5末）	一定規模以上の事業所（52事業所）	従業員50人以上（306事業所）	指定事業所（2800事業所）
環境配慮書	提出義務（設置・許可申請時）		対象外
環境負荷低減行動計画書	提出義務	任意提出	対象外

見直し案：全ての指定事業所対象

事業所数（R5末）	一定規模以上の事業所（52事業所）	従業員50人以上（306事業所）	指定事業所（2800事業所）
環境配慮書	提出義務（設置・許可申請時）➢ 様式を簡素化へ		
環境負荷低減行動計画書	任意提出（環境行動事業所の認定要件へ）		

➢ 環境行動事業所制度の認定要件拡大

現　状 ※ISO14001取得 ▶ **見直し案** 環境負荷低減行動計画書の提出や※エコアクション21など外部の公的機関が認定した認証制度へ要件を拡大⇒中小事業所も認定対象へ

３．今後の論点について【環境審議会資料からの抜粋】

見直しの方向性２

他条例との重複解消の検討（環境配慮項目の見直し）

現　状

環境配慮項目	環境配慮書（記入式）	環境負荷低減行動計画（選択・採点方式）
大気汚染	3	32
水質汚濁	5	31
化学物質	6	27
自動車公害	9	25
地球温暖化	8	13
省資源・省エネ	0	69
オゾン層	0	6
廃棄物	11	54
組織体制	7	36
騒音・振動	1	0
その他	1	0
合計	51	293

他条例と重複

見直し案

環境配慮項目	環境配慮書（記入式）	環境負荷低減行動計画（選択・採点方式）
大気汚染	3	32
水質汚濁	5	31
化学物質	6	27
自動車公害	9	25
組織体制	7	36
騒音・振動	1	0
その他	1	0
合計	32	151

【環境配慮項目(案)】
①大気汚染②悪臭③水質汚濁④化学物質⑤自動車排ガス⑥騒音・振動⑦土壌汚染⑧その他の８項目

3．今後の論点について【環境審議会資料からの抜粋】

見直しの方向性 3

記載方法の簡素化の検討（記入式からチェック式へ）

見直し案

環境への負荷の低減に係る配慮概要書

工夫①　工夫②

項目		配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	前回届出から変更
大気汚染	1	【優れた取組】	より環境性能の高い（窒素酸化物の排出が少ない、熱効率が高い）機器の選定	□	□	□	□	□
	2	【優れた取組】	無害な又は有害性のより少ない原料や燃料の選択	□	□	□	□	□
	3	【優れた取組】	炭化水素系物質の排出抑制に向けた適正な管理体制の構築	□	□	□	□	□
	4	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による大気汚染物質の発生の防止	□	□	□	□	□
	5	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による粉じんの発生の防止	□	□	□	□	□

工夫①　「日常的に実施してほしいこと」と「優れた取組」の明確化

工夫②　前回から改善された項目の明確化

見直しの方向性１～３について議論を行い、各制度が規定されている条例・規則等の改正を行う

４．環境審議会大気や水などの環境保全部会での審議スケジュール

項目	令和６年度										
	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
環境審議会	★ 諮問	議会			議会			議会	★ 答申案 審議	◆ 答申	議会
大気・水環境部会	●第１回		● 第２回			● 第３回			● 第４回		
事業者の自主的取組の現状と課題	課題整理 ●										
今後の見直しの方向性（全体）	素案提示		案提示			案決定					
各制度の見直しの考え方			素案提示			案提示			案決定		
その他案件						案提示・決定 ●					
全体議論・答申案作成			骨子提示			素案提示			案提示・決定		

【参考】用語説明

環境省ホームページより

●環境マネジメントシステム（EMS）

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（ＥＭＳ－Environmental Management System）といいます。また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。

環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていてくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション２１や、国際規格のISO14001があります。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあります。

●ISO14001

ISO14001は、環境マネジメントシステムの要求事項を規定しています。Plan-Do-Check-Act（PDCA）という概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組みです。

また、環境ガバナンスを組織の全体的なマネジメントシステムに組み込み、環境マネジメントを事業プロセスや戦略の方向性に統合し，リスク及び機会に効果的に取り組むことができるよう、最高経営層の責任ある関与を求めています。

組織は、ISO14001の要求事項に沿った環境マネジメントシステムを構築し、規格への適合を自己宣言するほか、外部機関による認証・登録を求めることが可能です。 外部機関による認証・登録は、JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）が認定した認証機関が審査を行います。認証機関及び適合組織は、JABのホームページで公開されています。

●エコアクション２１

環境省では、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション２１を策定しました。

エコアクション２１は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション２１に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

平成８年(1996)の策定後、平成16年(2004)には、認証・登録制度に活用できるものへと改訂されています。